

# 7月から介護保険料〔普通徴収〕の納付開始

# ~保険料は所得に応じて10段階~

65歳以上の方の介護保険料の納め方は、普通徴収と特別徴収の2通りに分かれています。この内、納付書や口座振替によって支払う普通徴収の納付期間は7月から平成27年2月までです。 介護サービスが受けられなくなる場合がありますので、納め忘れのないようお願いします。



#### 7月中旬に通知書が届きます。

年金の年額が18万円以上あるかどうかによって、 年金から納める特別徴収と、それ以外の普通徴収に分 かれます。普通徴収で納める方には、7月中旬に納入 通知書(納付書)または口座振替通知書が届きます。 必ず納付期間内に納めてください。

#### 普通徵収納付期間/7月~平成27年2月

※特別徴収の場合は、特別徴収開始通知書の記載金額 が年金から引かれます。場合によっては、特別徴収 と普通徴収の両方で納付することがあります。

#### 〈滞納している保険料がある場合〉

### ●納期限から1年以上1年6カ月未満の滞納分がある 方=償還払い

サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担で

お支払いください。市に申請をすると、保険給付分 の9割が支払われます。

# ②納期限から1年6カ月以上経過した滞納分がある方 サービスにかかる費用の全額を、一度自己負担で お支払いください。その後、保険給付分の9割の給 付を申請してください。

※この場合は支払う9割の一部または全部が、一時 差し止めとなります。

#### ③納期限から2年以上経過した滞納分がある方

その滞納期間に応じて、1割負担が3割負担となります。高額介護サービス費が受給できなくなることもあります。

※第2号被保険者(40歳以上65歳未満)の方も滞納があると、償還払い(**1**)と**2**)の対象になります。

## 65歳以上の方の介護保険料段階一覧表(平成24年度~26年度)

所得段階		対象になる方	算定方法	年額保険料 (月額保険料)
第1段階		<ul><li>生活保護を受けている方</li><li>老齢福祉年金の受給者で、世帯員全員が市民税非課税の方</li></ul>	基準額×0.5	26,600円 (2,220円)
第2段階	本人	世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.5	26,600円 (2,220円)
第3段階の1	が市民	世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円より多く120万円以下の方	基準額×0.625	33,300円 (2,775円)
第3段階の2	民税非	世帯員全員が市民税非課税で、前年の課税年金収入額+合計所得金額が 120 万円を超える方	基準額×0.75	39,900円 (3,330円)
第4段階の1	課税	世帯に市民税課税の方がいて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円以下の方	基準額×0.875	46,600円 (3,885円)
第4段階の2 (基準額)		世帯に市民税課税の方がいて、前年の課税年金収入額+合計所得金額が80万円を超える方	基準額× 1.0	53,200円 (4,440円)
第5段階	本人	前年の合計所得金額が 125 万円未満の方	基準額×1.125	59,900円 (4,995円)
第6段階		前年の合計所得金額が 125 万円以上 190 万円未満の方	基準額×1.25	66,600円 (5,550円)
第7段階	八が市	前年の合計所得金額が 190 万円以上 300 万円未満の方	基準額×1.5	79,900円 (6,660円)
第8段階	民税	前年の合計所得金額が 300 万円以上 500 万円未満の方	基準額×1.625	86,500円 (7,215円)
第9段階	課税	前年の合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額×1.75	93,200円 (7,770円)
第10段階		前年の合計所得金額が 700 万円以上の方	基準額×1.875	99,900円 (8,325円)

平成26年度の保険料は 7月中旬に通知します 65歳以上の方の平成26年度介護保険料に関する通知書は、7月中旬にお送りします。決定した保険料額や納め方などの詳細は、通知書に記載されます。